

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会の提言を基にしたいじめ対策

令和7年2月14日
敦賀市教育委員会

はじめに

令和6年11月11日に、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会の調査報告書（答申）を受理し、再発防止に係る提言を受けました。

いじめ防止対策推進法（以下、法という。）は、いじめについて、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。敦賀市教育委員会は、改めて全教職員に対していじめの定義を再確認し、以下の認識のもといじめ対策に取り組めます。

敦賀市教育委員会は、法に則り、いじめや暴力は絶対に許されない行為であるとの認識に立ち、いじめ対策に取り組めます。学校は、いじめを生じさせないよう学校・学級経営に努める一方で、いじめはどの学校や子どもにも起こり得るものであるという認識のもと、適切に早期発見や早期対応ができるよう、教職員一人一人の認識を深めていきます。いじめが生じた際は、全教職員が毅然とした姿勢で対応し、被害者を徹底的に守り抜き、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる環境を守ることを最優先とします。

市内全小中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、適切な対応のため、以下の対策に徹底して取り組み、未来を担う児童生徒一人一人が尊重され、心豊かに成長できる社会の実現に向けて全力を尽くします。

今回策定したいじめ対策に基づき、各校はこれまでのいじめ防止基本方針を見直し、学校ホームページ等を通じ、地域へ公開します。

敦賀市教育委員会は、各校との連携を強化し、各校でのいじめ対策が確実に行われているか適宜点検を行い、必要に応じて指導・助言を行います。

1 いじめを受けた児童生徒への支援

項目	対策
(1) 精神的ケアの実施	○児童生徒の状況に応じた精神的ケアの実施 ・スクール・カウンセラーによるアセスメント（心理状態の観察、その結果の分析等）とカウンセリングの機会の提供 ・安心・安全を感じられる環境の保障 ・心の回復の段階に合わせた支援の実施（必要に応じた医療機関との連携） ○家族が相談可能な窓口の提供 ・スクール・カウンセラーや敦賀市ハートフル・スクールの専任カウンセラーによる相談機会の提供
(2) 学習権の保障	○児童生徒の状況に応じた学習体制の整備 ・タブレット端末を活用したオンライン授業や学習アプリによる学習機会の提供 ・安心・安全を感じられる環境下での学習支援

2 学校の対策

項目	対策
(1) 学級風土・学校風土を整えること	○「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・児童生徒及び保護者等が理解を深める機会（全校集会、保護者懇談会等での説明）の設定、学校ホームページ等を通じた地域への公開 ○「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」の推進 ・学校経営方針への明確な位置付け ○全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導※1の推進 ・児童会・生徒会等による児童生徒の自治的活動の推進 ・教職員が、立場の弱い子や困っている子に対応する模範を示しつつ、児童生徒間で問題を解決しようとする支え合い活動を推進
(2) 相談しやすい窓口の設置と周知	○相談先の情報提供 ・児童生徒が、いつでも誰にでも相談できる体制の構築 ・電話やSNS等により相談できる窓口の周知方法の

	工夫 ○児童生徒の心の状態を把握するための工夫 ・健康観察と同様に、日々の心の状態を把握する方法の検討 ・情報共有の在り方や、専門家との連携方法の確認
(3) いじめ対応の組織化	○「学校いじめ防止基本方針」の共有と恒常的見直し ・基本理念に、「被害者を最優先かつ徹底的に守り抜く」学校の立ち位置を明記 ・各組織におけるメンバー構成及び役割の明確化と、いじめ対策委員会の確実な開催 ○いじめの早期発見と即時対応 ・いじめと認知した事案について、全教職員が情報共有し、全教職員で観察・対応 ・「いじめ対応サポート班」の機動的な対応により、被害者の安心・安全を最優先で確保 ○組織対応力の強化 ・各種調査・対応記録等の共有と5年間の保存 ・議事録の作成・共有と5年間の保存
(4) 専門職・外部有識者との連携	○「いじめ対策委員会」及び「いじめ対応サポート班」の実効性向上 ・スクール・カウンセラーを交えた「いじめ対策委員会」の実施 ○外部機関との連携強化 ・医療・福祉等の外部機関を交えた「ケース会議」の実施
(5) 研修・いじめ予防授業の定期的実施	○教職員の指導力向上を目的とする研修の実施 ・「先生のためのワークブック」等を活用し、いじめに対する理解を深め、対応力を強化することを目的とした研修の実施 ○全ての児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導※2の推進 ・いじめの被害者、加害者、観衆、傍観者という構図からの脱却を図る授業の実施 ・道徳・人権教育の推進 ・SOSの出し方に関する教育の実施 ・外部専門家によるいじめ予防授業の検討

(6) いじめを行った児童生徒への対応	○いじめを行った児童生徒に対する個別指導・支援 ・事案に関する事実確認の徹底 ・教員、スクール・カウンセラーによる継続的な面談の実施 ・保護者との面談を実施する等、家庭との連携を強化 ・個や事案に応じた育成プランによる支援の継続の実施 ○法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて、法第25条の適用、第26条の要請を検討
---------------------	---

3 敦賀市教育委員会の対策

項目	対策
(1) 専門職・外部有識者との連携の援助	○学校と外部有識者との連携支援 ・関係機関による支援内容・手順等の整理 ・「対応支援チーム」を設置し、必要に応じたサポートの実施
(2) 研修・いじめ予防授業の実施の援助	○教職員の指導力向上を目的とする研修の実施 ・管理職を対象とした、組織対応力と指導力向上を目的とした研修の実施 ・生徒指導主事、教育相談担当等を対象とした、事例検討会の実施
(3) いじめを行った児童生徒への対応	○いじめを行った児童生徒に対する個別措置を検討 ・学校の要請により、法第26条の適用を検討

※1 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。（令和4年12月 文部科学省「生徒指導提要」より）

※2 課題予防的生徒指導

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題（いじめや自殺予防、非行等）の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラム。（令和4年12月 文部科学省「生徒指導提要」より）